

# 大学院修士課程対象 授業料後払い制度利用希望者の授業料徴収猶予について

令和6年度より国内の大学院修士課程（博士前期課程を含む）及び専門職学位進学者を対象とした「授業料後払い制度」が国により導入されることとなりました。利用を希望する場合、以下の案内をよく読み、必要書類を提出してください。

## 1 制度概要

- ・国が在学中の授業料を立て替え、大学院修了後の所得に応じて後払い（返還）していく制度となります。併せて生活費奨学金として月額2万円または4万円（選択可）で貸与を受けることができます。生活費奨学金のみの貸与はできません。
- ・支援対象とした授業料は、日本学生支援機構（JASSO）から本学に直接振り込まれ、対象者の授業料に充当されます。なお生活費奨学金は本人に振り込まれます。
- ・卒業後（大学院修了後）の所得に応じて、日本学生支援機構（JASSO）に貸与総額を後払いする仕組みです。
- ・本制度を利用する場合、9月頃に日本学生支援機構（JASSO）にも申請を行う必要があります。
- ・**本制度は日本学生支援機構第一種奨学金と併用できません。**

## 2 対象者

以下の条件を全て満たす者が対象者となります。

- ・令和6年度以降に国内の大学院に進学した者（※）
  - ・本人の希望に基づき、在学を通過して申請を行った者
  - ・日本学生支援機構（JASSO）の修士段階を対象とした月額5万円又は8万8千円の第一種奨学金（以下単に「第一種奨学金」という。）と同様の申し込み資格及び家計基準、学業成績基準を満たす者
  - ・過去に貸与を受けた奨学金の返還が延滞中である等、第一種奨学金の貸与を受けられない事由がない者
- ※令和6年度については、上記に加え、以下のいずれかに該当する者のみを対象とする。

**・令和6年度春の入学者であって、令和5年度以前に学部で修学支援新制度の対象となったことがあり、かつ、就職や他の大学院への進学等を挟まずに本学大学院へ進学した者。**

※学部等の在籍中に修学支援新制度に採用されたことがあれば、卒業時に家計基準により支援区分外となっていた学生や在籍中に廃止となった学生も含めて対象となります。

## 3 提出書類

(1) **授業料徴収猶予申請書**（申請の理由は、「授業料後払い制度利用希望のため」としてください）

※本制度の申請者は採否が決定する令和6年秋以降まで、令和6年度前期分の授業料の全額の納入を猶予します。

(2) **奨学生番号が記載された日本学生支援機構発行の給付奨学生証（写）**

## 4 申請書提出期限

**令和6年4月26日（金）17時（必着）** ※期限後は受け付けません。

（郵送の場合は特定記録郵便等、配達記録が残る方法で提出してください）